

県民の声を受けて
(Web公開)

- ・平成31年4月1日及び4月16日に県Web「県民の声」コーナーで公表したもの(26件)
- ・下表のうち、「種別」及び「反映区分」欄は、県Webには非掲載
- ・複数の所属が対応したものは、整理番号欄に他所属の整理番号を()書きで記載
- ・整理番号欄に、Bを記したものは、県民の声を受けて実施した案件で、業務の改善等へ反映したもの(2件)

整理番号	受付年月日	受付方法	種別	件名	概要	対応部局	対応課	対応内容	反映区分
1	2019/2/21	電話	提案意見	サービス残業について	サービス残業に関する懲戒規程を作成してください。人事委員会事務局に確認しましたが、労働基準法に照らすことはありませんが、サービス残業に関する規程はないと聞きました。	総務部	人事課	ご意見をいただきありがとうございます。本県で定める「懲戒処分の指針」は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な懲戒処分の種類を標準例として掲げているところですが、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであると定めています。懲戒処分事由に該当するかは、個別具体的事案ごとに検討することになりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。なお、時間外労働分の割増賃金を支給しない、いわゆるサービス残業については、時間外勤務命令を行う所属長に対して、適正な管理を行うよう、引き続き様々な機会を捉えて周知徹底に取り組んでまいります。	施策の参考とする
2 (20)	2019/2/20	電話	提案意見	獣医学部の新設、医学部の増員について	三重大に獣医学部の新設と医学部定員の増員をしてほしいです。それが難しいなら、三重県立医科大学として医学部、獣医学部を設立してほしいです。理由として、豚コレラの関係で岐阜県と連携していますが、岐阜県には獣医学部がありますが三重県にはありません。三重県にも畜産業があるのだから獣医学部が必要です。二つ目に、ニュースで、医師が不足している公共団体の中に三重県が入っていました。私は全く知りませんでした。過疎化もありドクターヘリなどで対策をしていると思いますが、根本的な解決になっていません。そもそも三重県に医師が足りていません。三重県は縦長の県であるため、地域的にカバーできていないと思います。獣医学部を新設するのは難しいと思いますが、県立医科大学を作り、医学部、獣医学部を創設すべきです。	医療保健部	地域医療推進課	三重県の人口10万人あたりの医師数は全国36位(217.0人)であり、全国平均(240.1人)を下回っています。また、先般の報道等でありましたように、厚生労働省が医師の充足状況を表す新たな指標として医師偏在指標(暫定値)を公表し、その結果、三重県は34位となっています。ご意見のありました医学部定員の増員については、三重大が医学部の臨時定員増を行うとともに、将来の地域医療を担うこととなる地域枠を設定するなどに取組んでおり、県は医師修学資金貸与制度などの取組を総合的に進めてきました。その結果、過去10年間(平成18~28年)の医師数の増加については、全国平均で10万人あたり33.8人増加しているのに対し、三重県は、39.1人(全国順位13位)となるなど、県内の医師数は着実に増えてきています。今後も引き続き県の医師確保対策を進めるため、医学部定員や地域枠の設定について、三重大とも協議を行ってまいります。	すでに実施している
3	2019/3/11	電子メール	要望	夜間救急について	小児科医師のいる夜間救急病院を、各市に設置してください。	医療保健部	地域医療推進課	ご意見をいただきありがとうございます。小児科医は、全国的に不足しており、三重県においても全国と同様の状況となっています。夜間の小児に関する救急医療体制については、主に、市町が設置する休日・夜間応急診療所や病院が輪番制により対応をしていますが、医師数が不足していることから小児科医がこれらの病院等に常駐することは困難な状況です。県においては、輪番制により救急患者を受け入れる病院が小児科医を確保するための補助制度や、小児科医以外の医師が小児を診察するための研修への補助を行っており、今後も市町と連携を図りながら、小児救急医療体制の整備に努めてまいります。	すでに実施している
4	2019/2/22	電子メール	提案意見	飼い主のいない猫の活動について	クラウドファンディングで集まった資金の支出報告はないのでしょうか。物品購入があれば全ての品名と金額、協力病院での手術については病院名と頭数・性別(病院別)を、あすまいるでの一斉手術については、病院名と頭数・性別などについて報告してほしいです。また、ふるさと納税「動物愛護推進」はどのような使い道をされているのでしょうか。クラウドファンディングも、ふるさと納税も寄付した一人として使い道の公開を求めます。	医療保健部	食品安全課	ご意見をいただきありがとうございます。ご寄附をいただいて進めている事業の報告について、現在事業を実施中ですので、年度終了後に集計等が終わり次第、ご寄附いただきました皆様に、事業内容をご報告させていただきたいと考えています。今後も、皆様のご支援を賜りながら、事業の推進に努めてまいりますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。	次年度以降に反映したい
5	2019/2/22	電子メール	照会	飼い主のいない猫の一斉TNRについて	県内各地でTNRをしていただきありがとうございます。県ではリリース後のアフターケアはされているのでしょうか。県所有地(緑地公園など)にもたくさんの猫がいるようですが、そういったところではTNRを全頭しないのでしょうか。また遺棄も多発していますが、県としての対策、防止策などを教えてください。	医療保健部	食品安全課	飼い主のいない猫に対するTNRについて、ご意見をいただきありがとうございます。TNRの実施にあたっては、地域でのご理解をいただいた上で進めておりますが、リリース後の状況については、巡回やご協力者との情報共有を図りながら見守っているところです。TNRの実施については、多くの方からご相談をいただいているところですが、地域のご理解とご要望に応じて、順次進めていく所存ですので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。なお、遺棄が疑われる事案については、警察との連携を進めるとともに、機会を捉えてポスター等による遺棄防止の啓発をさせていただいておりますので、引き続きご理解いただきますようよろしくお願いいたします。	すでに実施している
6	2019/3/7	電子メール	提案意見	動物の殺処分について	保健所に収容された犬・猫たちは、引き取り先がなければ殺処分されます。ペットを捨てたり、物としか見ていない繁殖者がいたり、保健所に連れていったりと心無い人がいることに怒りが収まりません。でもそういう人を変えることはできないので、保健所のシステムを変えてください。収容期限を設けたり、殺処分したりしないでください。時間がかかっても必ず里親は見つかります。他県では重症な皮膚病でも次々と里親が決まっています。もう殺処分をやめてもらえませんか。	医療保健部	食品安全課	ご意見をいただきありがとうございます。三重県では、昨年度5月に開所した動物愛護推進センター「あすまいる」を拠点に、様々な方々のご協力を得て、人と動物が笑顔で暮らせる希望の未来に向けて、譲渡の推進や、動物愛護の啓発、飼い主のいない猫の減少に向けた不妊・去勢手術等の支援などに取り組んでおります。将来的に殺処分がなくなることをめざし、一歩でも前進できるよう、引き続き取組を進めてまいりますので、何卒ご理解をよろしくお願いいたします。	すでに実施している

整理番号	受付年月日	受付方法	種別	件名	概要	対応部局	対応課	対応内容	反映区分
7 (8)	2019/ 2/22	電子 メール	提案意見	公立保育所 保育士の残 業管理につ いて	県内公立保育園、保育所の勤怠管理について、どこまでシステム化が進んでいるのでしょうか。月次の勤怠管理業務に時間を費やし、隠しきれないサービス残業が常態化している事を知っていますか。保育士に憧れて、多くの若者が期待し、学校を卒業して園に勤めだした途端に現実の有り得ない厳しい世界に直面します。人間関係に悩み、サービス残業などの現実を知り、辞める人の数の多さは致命的です。人手不足にはそれなりの理由があります。	子ども・福祉部	福祉監査課	保育所については児童福祉法に基づき年1回監査しております。今回指摘のあったサービス残業等他法令にかかわる事案があれば関係機関へ情報提供します。	施策の参考とする
8 (7)	2019/ 2/22	電子 メール	提案意見	公立保育所 保育士の残 業管理につ いて	県内公立保育園、保育所の勤怠管理について、どこまでシステム化が進んでいるのでしょうか。月次の勤怠管理業務に時間を費やし、隠しきれないサービス残業が常態化している事を知っていますか。保育士に憧れて、多くの若者が期待し、学校を卒業して園に勤めだした途端に現実の有り得ない厳しい世界に直面します。人間関係に悩み、サービス残業などの現実を知り、辞める人の数の多さは致命的です。人手不足にはそれなりの理由があります。	子ども・福祉部	少子化対策課	ご意見ありがとうございます。県内公立保育所における職員の勤怠管理については、事業主体である各市町においてそれぞれ実施していただいています。そのため、勤怠管理のシステム化の状況につきましては、申し訳ありませんが、県としては把握しておりません。今年度実施しました「三重県潜在保育士就労等意識調査」において、保育所等を退職した理由として「労働条件の不満」と回答された方が多く、県としましては、保育士の確保や就労継続のためには、職場環境の向上が必要と認識しています。今回いただいたご意見につきましては、県が実施する「保育所等の管理者を対象としたマネジメント研修」の機会を通じて、サービス残業等を生み出さない環境形成や働きやすい職場づくり等を研修内容に取り入れるなど、今後も働きやすい職場環境整備の支援に取り組んでまいります。	施策の参考とする
9	2019/ 3/4	電子 メール	提案意見	学童保育に ついて	学童の定員を超えてしまうため、新年度から8名が退所せざるをえない状況になりました。地区の児童数が増え、やがて人数過剰になることを役場へ数年前から訴え続けていました。しかし、役場は何も対応してくれることなく、今になって学童で話し合ってくれと言ってきました。共稼ぎ家庭にとっては死活問題です。役場、県庁は何をしてきたのでしょうか。このような状況を県庁はどう考えていますか。	子ども・福祉部	少子化対策課	お住まいの自治体では、放課後児童クラブの新規利用見込者を把握するにあたり、保育所における年少時クラス段階から見込数調査を実施しており、これまでの申込者に対する実際の利用希望者の割合などに基づき、施設整備等の計画を行っています。お住まいの地区については、ご意見をいただきましたとおり利用者数の増加が見込まれることから、今年度に放課後児童クラブの整備に関する協議を行い、平成31（2019）年度に新たな放課後児童クラブを建設し、2020年度から利用が開始となる予定ですが、この施設整備につきましては、県としても補助をさせていただく予定です。また、平成31（2019）年度の放課後児童クラブへの入所につきましては、新1年生について利用希望者が21名と予測を大きく上回り、結果として8名が利用できなかったことについては、該当放課後児童クラブが、他の定員に空きがある放課後児童クラブの利用について調整のうえ、保護者の方に説明をしていただいたと伺っています。待機児童の解消につきましては、今後も市町と連携しながら、放課後児童クラブの整備を進めていきたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。	すでに実施している
10	2019/ 3/22	提案箱	提案意見	障害者ス ポーツ指導 員の資格取 得について	以前のことで、障害者スポーツ指導員の上級職資格を取得するための費用が予算化され、県が全額を負担して2名の方が資格を取得されました。そのうち1名は担当の県職員でした。何十万もする予算を自ら立てて自らのために使い、障がい者スポーツの先駆者になるといった、公私混同して業務に携わるのは適正な業務と言えるのでしょうか。自分の分は自費にし、その分の予算は他のことに使えばよかったのではないのでしょうか。非常に疑問に残ります。	子ども・福祉部	障がい福祉課	三重県では、社会福祉法人三重県厚生事業団に委託し、障がい者スポーツ推進事業を実施しており、その中で障がい者スポーツ大会を支える人づくりとして、上級障がい者スポーツ指導員の養成に取り組んでいます。具体的には、三重県障がい者スポーツ指導者協議会に登録がある中級障がい者スポーツ指導員に対し上級取得の意向を調査し、申込者について活動状況等により選考したうえで、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会主催の上級障がい者スポーツ指導員養成講習会へ派遣するもので、講習会受講料は本人負担としています。上級障がい者スポーツ指導員養成講習会は、県外会場において、前期・後期各4日計8日間の受講となるため、資格を取得しようとする方が少なく、平成28年度までに5名を養成した後は、取得希望者がいない状況です。ご指摘いただいた職員については、本人のスキルを活かした勤務外の活動と整理したうえで、上級障がい者スポーツ指導員養成講習を受講したものです。（休暇等、勤務時間外に受講しています。）引き続き、障がい者スポーツを「する」人の増加、「みる」機会の創出や、「支える」人材の養成・確保により、障がい者スポーツの裾野の拡大に取り組ましますので、ご理解とご協力をお願いいたします。	施策の参考とする
11 (17) (23)	2019/ 2/13	電子 メール	提案意見	東京の残土 の投棄につ いて	新聞の記事で、関東方面の建設残土が大量に県南部に持ち込まれ、積み上げられていると知りました。知事は1月、残土の搬入や積み上げを規制する条例検討を表明されたとのことですが、積み上げられた土の崩壊の危険はもとより「2012年から関東方面からの残土」という点に放射能汚染が非常に心配です。積み上げられた残土の放射線量の確認及び、もし高い線量が示された場合の対策を講じていただくこと、そしてこれ以上の搬入を阻止していただくようお願いいたします。また「残土の搬入や積み上げを規制する条例」には、放射能の安全対策も講じていただくようお願いいたします。	環境生活部	環境生活総務課	尾鷲港及び長島港を通じて搬入されている建設残土につきましては、これまでも、事業者が発生元や土壌成分に係る情報の提出を求め安全性の確認に取り組んできたところですが、地域住民の皆さんの不安を払拭するため、更なる取組として、発生元の現地確認や関係者への聴き取り調査を実施しています。なお、福島第一原発事故に伴う放射性物質の拡散による環境の汚染への対処につきましては、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に、国、地方公共団体、原子力事業者等が講ずべき措置等が定められています。その中で、福島県近隣の岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県のうち、汚染状況重点調査地域として指定された56市町村で除染に伴って発生した土壌につきましては、市町村等が国の定めた保管方法に基づき安全に保管されています。（環境生活総務課・農林水産総務課・県土整備総務課で同じ回答になります）	反映は困難である
12 (18) (24)	2019/ 2/19	電子 メール	提案意見	建設残土問 題について	私は紀北町出身ですが、現在は東京在住なので、つい最近まで紀北町の土砂が東京から我が故郷への廃棄物の押し付けだとは知りませんでした。これまでは、高速道路の工事の後に実家のそばに土砂が積み上げられたのを見て、「地震や豪雨の時に危険なのに、なぜこんな積み上げ方をしたんだろう。」と腹立たしく思っただけでした。どうして6年も放置してしまったのでしょうか。紀北町はすばらしい自然に恵まれ、私はホテルや大サンショウウオに出会ったりプラネタリウムより多い星を見て豊かな子供時代を過ごしました。人為的に環境破壊されるなどあってはならないと思います。ましてやあの町に住み続けている素朴で温かい人々が、土砂災害でより大きな被害に遭われることがあってはあまりに理不尽です。もう既に6年も無駄にしています。これから条例などと悠長なことをしている間にも、東京の建設ラッシュは続きます。1日も無駄にせずあの投棄をストップさせて下さい。	環境生活部	環境生活総務課	紀北町や尾鷲市の森林地内に建設残土が搬入されている事案につきましては、土地の改変行為等について森林法に基づく許可又は届出が行われており、事業者に対し開発行為が適正に行われるよう指導等を行ってきたところですが、しかしながら、紀北町、尾鷲市への県外からの建設残土搬入にかかる様々な懸念の声や新聞報道等を受け、改めて条例の必要性についての検討を行うこととし、個別法令の対応状況の検証や県内全市町との協議、既に条例を制定している他府県の取組状況等の調査を行いました。これらのことをふまえ、県民の皆さんの不安を払拭するため、広域的な取組の観点や未然防止の視点も含め、実効性のある県条例の制定が必要という結論に至り、2020年4月施行の条例制定に向けて取り組んでいきます。（環境生活総務課・農林水産総務課・県土整備総務課で同じ回答になります）	次年度以降に反映したい

整理番号	受付年月日	受付方法	種別	件名	概要	対応部局	対応課	対応内容	反映区分
13 (19) (25)	2019/ 2/19	電子 メール	提案意見	建設残土について	テレビの特集で初めて建設残土が紀北町と尾鷲市に多く捨てられていることを知りました。これまでも、土が高く積まれている場所を見ることはありましたが、それが建設残土とは知りませんでした。それを知って、自分の生まれた町がごみ捨て場にされているように思いました。テレビのワンシーンで、山にダンプで土が無造作に捨てられ、条例が無いため事実上の不法投棄というナレーションを聞いて、とても悲しかったです。紀北町も尾鷲市もとても自然が豊かで綺麗な町です。山には立派な杉や檜があります。木は育つのに何年もかかりますが、土を捨て木々をなぎ倒すのは一瞬です。野性動物たちも山を切り開き建設残土を棄てれば、住む場所を破壊され、人里に降りて来るかもしれません。また、雨が多い地域なので建設残土の土砂崩れなども心配です。土地を切り開いてれば、なおさらに地盤も弱くなっているはずで。さらに、土砂の検査もしていないとのことなので、もしも汚染されている土があれば、町全体に雨で広がることも心配です。水質が綺麗で有名な銚子川などにも流れ込んでしまうことが怖いです。自分の生まれた町がこのような扱いを受けている事実が残念でなりません。都会の開発に伴う建設残土を処理する場所が無いからといって過疎地なら棄てても良いのでしょうか。どうかこれ以上建設残土を引き受けなくてください。綺麗な自然と住民たちの暮らしを守って欲しいです。	環境生活部	環境生活総務課	紀北町や尾鷲市の森林地内に建設残土が搬入されている事案につきましては、土地の改変行為等について森林法に基づく許可又は届出が行われており、事業者に対し開発行為が適正に行われるよう指導等を行ってきたところです。しかしながら、紀北町、尾鷲市への県外からの建設残土搬入にかかる様々な懸念の声や新聞報道等を受け、改めて条例の必要性についての検討を行うこととし、個別法令の対応状況の検証や県内全市町との協議、既に条例を制定している他府県の取組状況等の調査を行いました。これらのことをふまえ、県民の皆さんの不安を払拭するため、広域的な取組の観点や未然防止の視点も含め、実効性のある県条例の制定が必要という結論に至り、2020年4月施行の条例制定に向けて取り組んでいきます。(環境生活総務課・農林水産総務課・県土整備総務課で同じ回答になります)	次年度以降に反映したい
14 (21)	2019/ 2/27	電子 メール	提案意見	風力発電計画について	私は再生可能エネルギーは必要で不可避であると思います。ただ、風力発電設備を三重県内のどこにでもどんどん作ってよいとは思いません。それぞれは基準を満たし配慮されても、全体の蓄積で環境資源は壊れていきます。三重県で開発地と保存地区のゾーニングを行い、今後のビジョンを作ってください、守る資源と必要なエネルギーに対して明確な姿勢を示していただきたいです。農業用水への土砂の堆積やのり面の崩落などが起きている現状に、地元は大変不満、不安に思っています。放棄されていく林地や山間部の耕作地は、このままでは次の世代を迎えることは難しくなっています。林業や農業を目指す若者に暮らしやすい環境を保全してください。三重県が主導する再生エネルギー開発のビジョンを早期に明確にしてください。	環境生活部	地球温暖化対策課	風力発電施設の導入にあたっては、安全安心な県民の暮らしが確保され、自然環境との調和がとれたうえで、適正に進めることが重要であると考えています。大規模な風力発電事業は、環境影響評価法に基づく環境影響評価手続きの対象となり、県としては、同法に基づき、経済産業大臣に対し、環境の保全の見地からの意見を述べることとなっています。その意見において、専門家や事業に関係する市町長、並びに地域住民の方々からの意見をふまえたうえで、事業実施に伴う生活環境や自然環境、景観等について、周辺の他事業との累積的な影響も含めて適切に評価を行うことを求めているところです。	すでに実施している
15	2019/ 2/26	封書・ 葉書	苦情	みえ県民交流センターについて	アスト津3階にあるみえ県民交流センターで閲覧用の新聞がなくなりました。職員に尋ねると「リニューアル計画があり中止となりました。」とよくわからない回答でした。津駅周辺を散策し、休憩をかねて各新聞を閲覧していたので残念です。要は「合理化」という経費削減ですか。県民サービスを犠牲にするということでしょうか。一日も早く新聞の閲覧を再開してほしいです。	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課	アスト津3階みえ県民交流センターをご利用いただきありがとうございます。当センターは、県民の自発的な社会貢献に関する活動の促進と国際化の推進を目的に開設した施設で、市民活動を行う団体や個人の交流促進のため、誰もが利用できる交流スペースや市民活動に関する情報、書籍等を備えています。このたび、さらにその機能を充実させるため、利用者アンケートでのご意見を踏まえ交流スペース等のレイアウトを変更し、市民活動に関する書籍等を増設いたしました。これに伴い、新聞の閲覧を廃止させていただくことになりました。このことについては、平成30年12月1日から平成31年1月31日までその旨を掲示して利用者の皆様のお知らせしてきたところであり、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。	反映は困難である
16 (B)	2019/ 2/22	電子 メール	提案意見	熊野古道のPRについて	熊野古道を歩こうと思い熊野古道センターをネットで検索しましたが、バスの時刻表がありませんでした。通常、熊野古道は片道歩く場合が多いと思います。車を利用すると駐車場所に帰るためにはJRかバスの利用となりますが、残念ながらJRは本数が少ないです。その場合はバスの利用を考えますが、その時刻表がなかなか見当たりません。バスも公共交通機関ですので、熊野古道センターのHPに掲載したら良いと思います。	地域連携部	防災北地域活性化局地域活性化	ご意見ありがとうございます。ご指摘のとおり、熊野古道を歩くための公共交通機関としてバスは有効な手段だと認識しており、訪れる方への案内方法を検討しているところです。今回のご意見をふまえ、当面の対応として、熊野古道センターHPに関係するバスの時刻表・路線図のリンクを貼ることとしましたので、ご確認ください。なお、利用者にとってよりわかりやすい案内方法を引き続き検討し、今後改善して参りたいと考えております。今後とも県立熊野古道センターをよろしくお願い申し上げます。	県民の声を受けて実施した
17 (11) (23)	2019/ 2/13	電子 メール	提案意見	東京の残土の投棄について	新聞の記事で、関東方面の建設残土が大量に県南部に持ち込まれ、積み上げられていると知りました。知事は1月、残土の搬入や積み上げを規制する条例検討を表明されたとのことですが、積み上げられた土の崩壊の危険はもとより「2012年から関東方面からの残土」という点に放射能汚染が非常に心配です。積み上げられた残土の放射線量の確認及び、もし高い線量が示された場合の対策を講じていただくこと、そしてこれ以上の搬入を阻止していただくようお願いいたします。また「残土の搬入や積み上げを規制する条例」には、放射能の安全対策も講じていただくようお願いいたします。	農林水産部	農林水産総務課	尾鷲港及び長島港を通じて搬入されている建設残土につきましては、これまでも、事業者が発生元や土壌成分に係る情報の提出を求め安全性の確認に取り組んできたところですが、地域住民の皆さんの不安を払拭するため、更なる取組として、発生元の現地確認や関係者への聴き取り調査を実施しています。なお、福島第一原発事故に伴う放射性物質の拡散による環境の汚染への対処につきましては、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に、国、地方公共団体、原子力事業者等が講ずべき措置等が定められています。その中で、福島県近隣の岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県のうち、汚染状況重点調査地域として指定された56市町村で除染に伴って発生した土壌につきましては、市町村等が国の定めた保管方法に基づき安全に保管されています。(環境生活総務課・農林水産総務課・県土整備総務課で同じ回答になります)	反映は困難である

整理番号	受付年月日	受付方法	種別	件名	概要	対応部局	対応課	対応内容	反映区分
18 (12) (24)	2019/ 2/19	電子 メール	提案意見	建設残土問題について	私は紀北町出身ですが、現在は東京在住なので、つい最近まで紀北町の土砂が東京から我が故郷への廃棄物の押し付けだとは知りませんでした。これまでは、高速道路の工事後に実家のそばに土砂が積み上げられたのを見て、「地震や豪雨の時に危険なのに、なぜこんな積み上げ方をしたんだろう。」と腹立たしく思っていただけでした。どうして6年も放置してしまったのでしょうか。紀北町はすばらしい自然に恵まれ、私はホテルや大サンショウウオに出会ったりプラネタリウムより多い星を見て豊かな子供時代を過ごしました。人為的に環境破壊されるなどあってはならないと思います。ましてやあの町に住み続けている素朴で温かい人々が、土砂災害でより大きな被害に遭われることがあってはあまりに理不尽です。もう既に6年も無駄にしています。これから条例などと悠長なことをしている間にも、東京の建設ラッシュは続きます。1日も無駄にせずあの投棄をストップさせて下さい。	農林水産部	農林水産総務課	紀北町や尾鷲市の森林地内に建設残土が搬入されている事案につきましては、土地の改変行為等について森林法に基づく許可又は届出が行われており、事業者に対し開発行為が適正に行われるよう指導等を行ってきたところです。しかしながら、紀北町、尾鷲市への県外からの建設残土搬入にかかる様々な懸念の声や新聞報道等を受け、改めて条例の必要性についての検討を行うこととし、個別法令の対応状況の検証や県内全市町との協議、既に条例を制定している他府県の取組状況等の調査を行いました。これらのことをふまえ、県民の皆さんの不安を払拭するため、広域的な取組の観点や未然防止の視点も含め、実効性のある県条例の制定が必要という結論に至り、2020年4月施行の条例制定に向けて取り組んでいきます。(環境生活総務課、農林水産総務課、県土整備総務課で同じ回答になります)	次年度以降に反映したい
19 (13) (25)	2019/ 2/19	電子 メール	提案意見	建設残土について	テレビの特集で初めて建設残土が紀北町と尾鷲市に多く捨てられていることを知りました。これまでも、土が高く積み上げられている場所を見ることはありましたが、それが建設残土とは知りませんでした。それを知って、自分の生まれた町がごみ捨て場にされているように思いました。テレビのワンシーンで、山にダンプで土が無造作に捨てられ、条例が無いため事実上の不法投棄というナレーションを聞いて、とても悲しかったです。紀北町も尾鷲市もとても自然が豊かで綺麗な町です。山には立派な杉や檜があります。木は育つのに何年もかかりますが、土を捨て木々をなぎ倒すのは一瞬です。野性動物たちも山を切り開き建設残土を棄てれば、住む場所を破壊され、人里に降りて来るかもしれません。また、雨が多い地域なので建設残土の土砂崩れなども心配です。土地を切り開いてれば、なおさらに地盤も弱くなっているはずで、さらに、土砂の検査もしていないとのことなので、もしも汚染されている土があれば、町全体に雨で広がることも心配です。水質が綺麗で有名な銚子川などにも流れ込んでしまうことが怖いのです。自分の生まれた町がこのような扱いを受けている事実が残念でなりません。都会の開発に伴う建設残土を処理する場所が無いからといって過疎地なら棄てても良いのでしょうか。どうかこれ以上建設残土を引き受けなくてください。綺麗な自然と住民たちの暮らしを守って欲しいです。	農林水産部	農林水産総務課	紀北町や尾鷲市の森林地内に建設残土が搬入されている事案につきましては、土地の改変行為等について森林法に基づく許可又は届出が行われており、事業者に対し開発行為が適正に行われるよう指導等を行ってきたところです。しかしながら、紀北町、尾鷲市への県外からの建設残土搬入にかかる様々な懸念の声や新聞報道等を受け、改めて条例の必要性についての検討を行うこととし、個別法令の対応状況の検証や県内全市町との協議、既に条例を制定している他府県の取組状況等の調査を行いました。これらのことをふまえ、県民の皆さんの不安を払拭するため、広域的な取組の観点や未然防止の視点も含め、実効性のある県条例の制定が必要という結論に至り、2020年4月施行の条例制定に向けて取り組んでいきます。(環境生活総務課、農林水産総務課、県土整備総務課で同じ回答になります)	次年度以降に反映したい
20 (2)	2019/ 2/20	電話	提案意見	獣医学部の新設、医学部の増員について	三重大に獣医学部の新設と医学部定員の増員をしてほしいです。それが難しいなら、三重県立医科大学として医学部、獣医学部を設立してほしいです。理由として、豚コレラの関係で岐阜県と連携していますが、岐阜県には獣医学部がありますが三重県にはありません。三重県にも畜産業があるのだから獣医学部が必要です。二つ目に、ニュースで、医師が不足している公共団体の中に三重県が入っていました。私は全く知りませんでした。過疎化もありドクターヘリなどで対策をしていると思いますが、根本的な解決になっていません。そもそも三重県に医師が足りていません。三重県は縦長の県であるため、地域的にカバーできていないと思います。獣医学部を新設するのは難しいと思いますが、県立医科大学を作り、医学部、獣医学部を創設するべきです。	農林水産部	畜産課	獣医学部又は獣医学科を有する大学は、北海道、青森県、岩手県、東京都、神奈川県、岐阜県、大阪府、愛媛県、鳥取県、山口県、宮崎県、鹿児島県にあります。ご意見のありました三重大における獣医学部の新設、三重県立大学として獣医学部を創設することは、県として対応は難しいところです。今後も引き続き、本県で働く獣医師の確保に取り組んでいきます。国に対しては、獣医師を増やす施策について要望していきます。	施策の参考とする
21 (14)	2019/ 2/27	電子 メール	提案意見	風力発電計画について	私は再生可能エネルギーは必要で不可避であると思います。ただ、風力発電設備を三重県内のどこにでもどンドン作ってよいとは思いません。それぞれは基準を満たし配慮されても、全体の蓄積で環境資源は壊れていきます。三重県で開発地と保存地区のゾーニングを行い、今後のビジョンを作っていただき、守る資源と必要なエネルギーに対して明確な姿勢を示していただきたいです。農業用水への土砂の堆積やのり面の崩落などが起きている現状に、地元は大変不満、不安に思っています。放棄されていく林地や山間部の耕作地は、このままでは次の世代を迎えることは難しくなっています。林業や農業を目指す若者に暮らしやすい環境を保全してください。三重県が主導する再生エネルギー開発のビジョンを早期に明確にしてください。	雇用経済部	課ものづくり・イノベーション	三重県では、平成28年3月に「三重県新エネルギービジョン」を改定し、県のエネルギーに関する将来像とその実現に向けた方向性を示しています。ビジョンでは、我が国が抱えるエネルギー問題に対して、三重の地から積極的に貢献することをめざし、地域資源や地理的条件を生かした安全で安心なエネルギーの創出と、新エネルギーの導入による温室効果ガスの排出抑制、産業振興、地域づくり等を推進するための県のあるべき姿を示しています。こうした中、平成24年7月に導入された再生可能エネルギー固定価格買取制度の効果などもあり、太陽光発電や風力発電については県内で多くの導入計画が進んでいますが、一方で自然環境や景観との調和等が地域課題として顕在化してきています。このため、県では、風力発電を計画する事業者に対し、資源エネルギー庁が策定した「事業計画ガイドライン(風力発電)」(2017年3月策定、2018年4月改定)に則り、関係法令及び条例の規定の遵守はもちろんのこと、地域住民に十分配慮した事業を計画するとともに、防災、環境保全、景観保全等を考慮した設計・施工を行うよう求めています。	すでに実施している
22	2019/ 2/22	電子 メール	提案意見	映画について	映画「半世界」は、志摩が舞台でした。素晴らしい映画で、中でも美しい山と海、近鉄電車、三交バスなど三重の景色がとても素晴らしく、とても懐かしかったです。鳥のさえずりが実家と同じで、すごく三重を感じました。早速、地元の友人に紹介しようと思ったところ、何と上映しているのは伊勢の1館のみでした。もっとたくさんの三重県人に見ていただきたいですし、県をあげてバックアップしてもよいのではないのでしょうか。映画館でなくても、公民館等の上映でも良いと思います。もっともっと多くの三重県人に、「半世界」を見て嬉しい気持ちになってほしいです。	雇用経済部	観光魅力創造課	この度は、映画「半世界」について、ご意見いただきありがとうございます。三重県としましては、映画撮影に協力を行った南伊勢町や公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構等と連携しプロモーション等の取組を進めているところです。1月26日には、南伊勢町に監督をお招きし、舞台挨拶及び特別試写会を実施したほか、ロケ地マップを作成し、県内外の方に映画や三重県の魅力の発信を行っています。県内上映場所の追加については、県からも映画制作会社へ依頼しておりましたが、難しいとの回答があったところです。今回いただいたご意見につきましては、改めて伊勢志摩観光コンベンション機構を通じて、映画制作会社へ伝えさせていただきました。引き続き、多くの方々に映画を観ていただけるよう取組を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。	施策の参考とする

整理番号	受付年月日	受付方法	種別	件名	概要	対応部局	対応課	対応内容	反映区分
23 (11) (17)	2019/ 2/13	電子 メール	提案意見	東京の残土の投棄について	新聞の記事で、関東方面の建設残土が大量に県南部に持ち込まれ、積み上げられていると知りました。知事は1月、残土の搬入や積み上げを規制する条例検討を表明されたとのことですが、積み上げられた土の崩壊の危険はもとより「2012年から関東方面からの残土」という点に放射能汚染が非常に心配です。積み上げられた残土の放射線量の確認及び、もし高い線量が示された場合の対策を講じていただくこと、そしてこれ以上の搬入を阻止していただくようお願いいたします。また「残土の搬入や積み上げを規制する条例」には、放射能の安全対策も講じていただくようお願いいたします。	県土整備部	県土整備総務課	尾鷲港及び長島港を通じて搬入されている建設残土につきましては、これまでも、事業者が発生元や土壌成分に係る情報の提出を求め安全性の確認に取り組んできたところですが、地域住民の皆さんの不安を払拭するため、更なる取組として、発生元の現地確認や関係者への聴き取り調査を実施しています。なお、福島第一原発事故に伴う放射性物質の拡散による環境の汚染への対処につきましては、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に、国、地方公共団体、原子力事業者等が講ずべき措置等が定められています。その中で、福島県近隣の岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県のうち、汚染状況重点調査地域として指定された56市町村で除染に伴って発生した土壌につきましては、市町村等が国の定めた保管方法に基づき安全に保管されています。（環境生活総務課・農林水産総務課・県土整備総務課で同じ回答になります）	反映は困難である
24 (12) (18)	2019/ 2/19	電子 メール	提案意見	建設残土問題について	私は紀北町出身ですが、現在は東京在住なので、つい最近まで紀北町の土砂が東京から我が故郷への廃棄物の押し付けだとは知りませんでした。これまでは、高速道路の工事後に実家のそばに土砂が積み上げられたのを見て、「地震や豪雨の時に危険なのに、なぜこんな積み上げ方をしたんだろう。」と腹立たしく思っていただけでした。どうして6年も放置してしまったのでしょうか。紀北町はすばらしい自然に恵まれ、私はホテルや大サンショウウオに出会ったりプラネタリウムより多い星を見て豊かな子供時代を過ごしました。人為的に環境破壊されるなどあってはならないと思います。ましてやあの町に住み続けている素朴で温かい人々が、土砂災害でより大きな被害に遭われることがあってはあまりに理不尽です。もう既に6年も無駄にしています。これから条例などと悠長なことをしている間にも、東京の建設ラッシュは続きます。1日も無駄にせずあの投棄をストップさせて下さい。	県土整備部	県土整備総務課	紀北町や尾鷲市の森林地内に建設残土が搬入されている事案につきましては、土地の改変行為等について森林法に基づく許可又は届出が行われており、事業者に対し開発行為が適正に行われるよう指導等を行ってきたところです。しかしながら、紀北町、尾鷲市への県外からの建設残土搬入にかかる様々な懸念の声や新聞報道等を受け、改めて条例の必要性についての検討を行うこととし、個別法令の対応状況の検証や県内全市町との協議、既に条例を制定している他府県の取組状況等の調査を行いました。これらのことをふまえ、県民の皆さんの不安を払拭するため、広域的な取組の観点や未然防止の視点も含め、実効性のある県条例の制定が必要という結論に至り、2020年4月施行の条例制定に向けて取り組んでいきます。（環境生活総務課・農林水産総務課・県土整備総務課で同じ回答になります）	次年度以降に反映したい
25 (13) (19)	2019/ 2/19	電子 メール	提案意見	建設残土について	テレビの特集で初めて建設残土が紀北町と尾鷲市に多く捨てられていることを知りました。これまでも、土が高く積まれている場所を見ることはありましたが、それが建設残土とは知りませんでした。それを知って、自分の生まれた町がごみ捨て場にされているように思いました。テレビのワンシーンで、山にダンプで土が無造作に捨てられ、条例が無いため事実上の不法投棄というナレーションを聞いて、とても悲しかったです。紀北町も尾鷲市もとても自然が豊かで綺麗な町です。山には立派な杉や檜があります。木は育つのに何年もかかりますが、土を捨て木々をなぎ倒すのは一瞬です。野性動物たちも山を切り開き建設残土を棄てれば、住む場所を破壊され、人里に降りて来るかもしれません。また、雨が多い地域なので建設残土の土砂崩れなども心配です。土地を切り開いてれば、なおさらに地盤も弱くなっているはずで、さらに、土砂の検査もしていないとのことなので、もしも汚染されている土があれば、町全体に雨で広がることも心配です。水質が綺麗で有名な銚子川などにも流れ込んでしまうことが怖いです。自分の生まれた町がこのような扱いを受けている事実が残念でなりません。都会の開発に伴う建設残土を処理する場所が無いからといって過疎地なら棄てても良いのでしょうか。どうかこれ以上建設残土を引き受けしないでください。綺麗な自然と住民たちの暮らしを守って欲しいです。	県土整備部	県土整備総務課	紀北町や尾鷲市の森林地内に建設残土が搬入されている事案につきましては、土地の改変行為等について森林法に基づく許可又は届出が行われており、事業者に対し開発行為が適正に行われるよう指導等を行ってきたところです。しかしながら、紀北町、尾鷲市への県外からの建設残土搬入にかかる様々な懸念の声や新聞報道等を受け、改めて条例の必要性についての検討を行うこととし、個別法令の対応状況の検証や県内全市町との協議、既に条例を制定している他府県の取組状況等の調査を行いました。これらのことをふまえ、県民の皆さんの不安を払拭するため、広域的な取組の観点や未然防止の視点も含め、実効性のある県条例の制定が必要という結論に至り、2020年4月施行の条例制定に向けて取り組んでいきます。（環境生活総務課・農林水産総務課・県土整備総務課で同じ回答になります）	次年度以降に反映したい
26 (B)	2019/ 3/13	電話	要望	海岸の保護について	海岸においてシロチドリ繁殖時期となりました。しかしながら、海岸には昨年台風と高潮で小さな流木が多く残っています。海岸の一部は希少種の調査地でもあり、調査地以外は私たちボランティアにて清掃をしていますが、このままでは動植物の生息に影響があるのではないかと心配です。早急に何らかの対策をお願いします。	県土整備部	中南勢流域下水道事務所	ご意見ありがとうございます。ご意見いただきましたことにつきまして、現地確認のうえ、調査地の清掃を実施いたしました。今後とも公共事業へのご協力をよろしくお願いいたします。	県民の声を受けて実施した